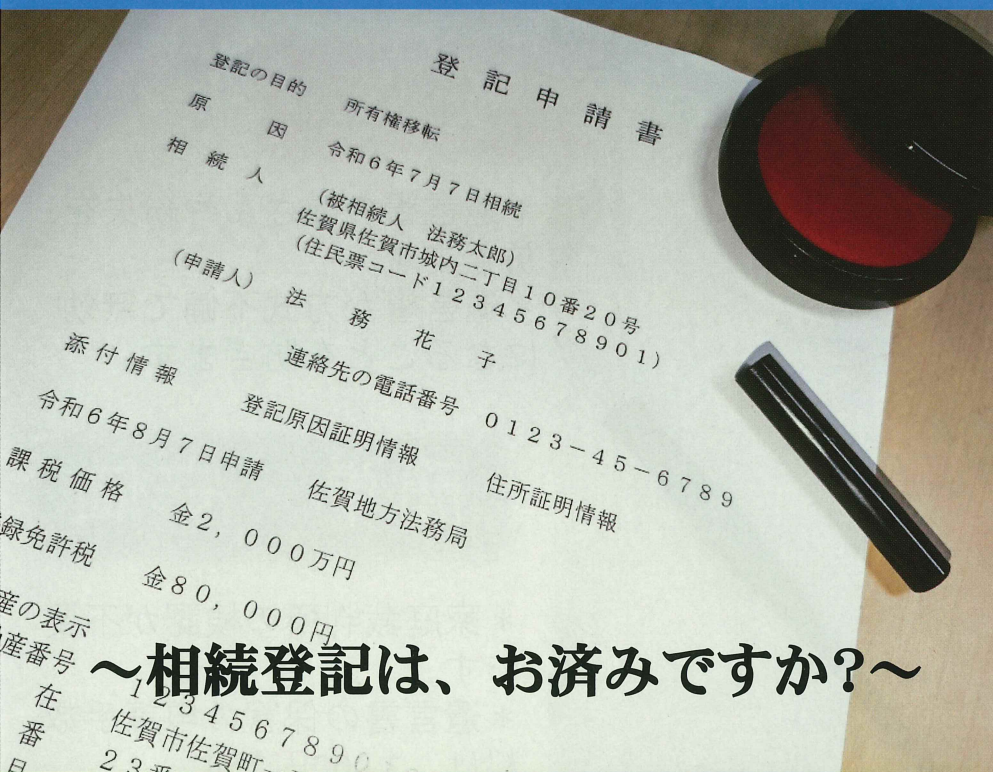


令和6年4月1日から

相続登記が義務化されました



相続（遺言を含む。）によって土地や建物を取得した相続人は、そのことを知った日から**3年以内**に相続登記をする必要があります。

令和6年4月1日より前に相続によって取得した土地や建物についても対象となります。

正当な理由がなく相続登記をしない場合、**10万円以下の過料**が科されることがあります。

相続登記の義務化の詳細は、[こちら](#)▶



～相続登記は、お済みですか？～

～相続した土地の管理にお困りの方へ～

相続土地国庫帰属制度

相続した不要な土地、国が引き取ります。

- * 帰属させることができる土地は、法令の要件を満たしている必要があります。
- * 負担金の納付など、一定の費用負担が必要です。

国庫帰属制度の詳細は、[こちら](#)▼



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



相続土地国庫帰属制度に関するお問い合わせ

相続土地国庫帰属審査室

TEL 0952-26-2453

相続登記の手続案内には、予約が必要です。

相続登記に関する
お問い合わせ

佐賀地方法務局登記部門

TEL 0952-26-2184

武雄支局 TEL 0954-22-2779

伊万里支局 TEL 0955-23-2885

唐津支局 TEL 0955-74-1442

鳥栖出張所 TEL 0942-82-2621

専門家に相談したい場合は、司法書士にご相談ください。

日本司法書士会連合会

相続登記相談センター

予約受付フリーダイヤル いさんの なやみに

0120-13-7832



自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を法務局が保管します

安心

- * 遺言書の改ざんや紛失を防ぎます。
- * 遺言書が方式不備で無効になることを防ぎます。

簡単・安価

- * 家庭裁判所の検認が不要です。
- * 遺言書の保管の申請手数料は、**3,900円**です。

～あなたの想いを伝え、相続手続を円滑に～

遺言は、財産を受け継ぐ相続人が争いを避け、速やかに手続をするために有効な手段です。

親切

- * 通知によって遺言書の存在を相続人等にお知らせします。
- * 相続人等に遺言書の内容が確実に伝わります。

こんなときには、遺言書を残されることをおすすめします！

- * 夫婦間に子どもがいないので、配偶者に全財産を相続させたい
- * 法律上の婚姻関係にないパートナーに財産を残したい
- * 息子には不動産を、娘には預貯金を、というように、家族の状況に応じて財産を相続させたい
- * お世話になった息子の妻や娘の夫など、相続人でない方に財産を分けたい

自筆証書遺言書
保管制度の詳細
は、こちら▼



自筆証書遺言書保管制度に関するお問い合わせ

佐賀地方法務局供託課
Tel 0952-26-2192

武雄支局 Tel 0954-22-2435
伊万里支局 Tel 0955-23-2492
唐津支局 Tel 0955-74-1441

法務局手続案内予約サービス

相続登記の手続案内、自筆証書遺言書保管
の手続には予約が必要です。

<http://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

